

四日市市保健所処務規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和2年5月28日

四日市市長 森 智 広

四日市市保健所処務規程の一部を改正する規程

四日市市保健所処務規程（平成20年四日市市訓令第10号）の一部を次のように改正する。

改正後									
別表（第7条関係）									
1 保健予防課（略）									
2 衛生指導課									
事務区分	種類	市長の権限の事務					保健所長の権限の事務		備考
		専決区分					専決区分		
		市長	副市長	部長	所長	課長	所長	課長	
(略)									
動物の愛護及び管理に関する法律（昭和	(略)								
	法第16条第1項の規定による第一種動物取扱業者の廃業等の届出の受理（法第24条の4第1					●		○	同

48年 法律第 105 号。以 下この 項にお いて 「法」 とい う。)) に基づ く事務	<u>項</u> において準用する場 合を含む)								
	(略)								
	<u>法第21条の5第2項</u> の規定による <u>動物</u> の種 類ごとの数等の届出の 受理					●	○		同
	<u>法第22条の6の規定</u> による <u>検案書等の提出</u> 命令					●	○		同
	<u>法第23条第1項及び</u> <u>第2項の規定による基</u> <u>準を遵守していない第</u> <u>一種動物取扱業者に対</u> <u>する改善勧告及び措置</u> <u>勧告</u> (<u>法第24条の4第1</u> <u>項において準用する場</u> <u>合を含む</u>)					●	○		同
	<u>法第23条第3項の規</u> <u>定による第一種動物取</u> <u>扱業者が期限内に勧告</u> <u>に従わなかった旨の公</u> <u>表</u> (<u>法第24条の4第1</u> <u>項において準用する場</u> <u>合を含む</u>)					●	○		同
<u>法第23条第4項の規</u> <u>定による勧告に従わな</u> <u>い第一種動物取扱業者</u> <u>に対する措置命令</u>					●	○		同	

(法第24条の4第1項において準用する場合を含む)								
法第24条第1項の規定による第一種動物取扱業者からの報告徴収及び事務所等への立入検査 (法第24条の4第1項において準用する場合を含む)					●	○		同
法第24条の2第1項の規定による第一種動物取扱業者であった者に対する勧告					●	○		同
法第24条の2第2項の規定による勧告に従わない第一種動物取扱業者であった者に対する措置命令					●	○		同
法第24条の2第3項の規定による第一種動物取扱業者であった者に対する飼養施設の状況等の報告要求及び立入検査					●	○		同
法第24条の2の2の規定による第二種動物取扱業の届出の受理					●	○		同
法第24条の3の規定による変更等の届出の	(略)							

受理					●		○	同
法第25条第1項の規定による周辺の生活環境を損ねている者に対する指導又は助言					●		○	同
法第25条第2項及び第3項の規定による周辺の生活環境を損ねている者に対する措置勧告及び措置命令					●	○		同
法第25条第4項の規定による虐待のおそれがある事態を生じさせている者に対する措置命令又は勧告					●	○		同
法第25条第5項の規定による動物の飼養又は保管をしている者に対する飼養施設の様相等の報告要求及び立入検査					●		○	同
法第26条の規定による特定動物の飼養又は保管の許可	(略)							
(略)								
(略)								

3 食品衛生検査所 (略)

4 健康づくり課 (略)

5 こども保健福祉課 (略)

備考 (略)

改正前

別表（第7条関係）

- 1 保健予防課（略）
- 2 衛生指導課

事務区分	種類	市長の権限の事務					保健所長の権限の事務		備考
		専決区分					専決区分		
		市長	副市長	部長	所長	課長	所長	課長	
(略)									
動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号。以下この項において「法」という。）に基づ	(略)					●		○	同
	法第16条第1項の規定による第一種動物取扱業者の廃業等の届出の受理 (<u>法第24条の4</u> において準用する場合を含む)					●		○	同
	(略)					●	○		同
	法第22条の6の規定による <u>犬猫等</u> の種類ごとの数等の届出の受理及び検案書等の提出命令					●	○		同
	法第23条第1項及び第2項の規定による基準を遵守していない第					●	○		同

	告及び措置命令								
	法第25条第3項の規定による虐待のおそれがある事態を生じさせている者に対する措置命令又は勧告					●	○		同
	法第26条の規定による特定動物の飼養又は保管の許可	(略)							
	(略)								
(略)									
3	食品衛生検査所 (略)								
4	健康づくり課 (略)								
5	こども保健福祉課 (略)								
	備考 (略)								

附 則

この規程は、令和2年6月1日から施行する。

(健康福祉部衛生指導課)

